

【重要】緊急事態宣言期間延長における遠隔授業等の継続について

5月4日に「緊急事態宣言」の延長が決定し、北海道も引き続き「特別警戒地域」として継続されることになりました。

4月21日から遠隔授業等を中心として令和2年度前期授業を開始いたしましたが、緊急事態宣言延長期間を含めた6月5日（金）まで引き続き遠隔授業など大学施設外（自宅等）での学習となります。

- ①時間割については、これまでと同様に開講する授業の前週にお知らせします。
- ②講義資料等の配布については、これまでと同様に開講する授業の前週金曜日に各学科学年毎に時間指定をして2号館多目的ホールにて配付します。
- ③5月11日（月）に履修登録確認票を配付する予定です。詳細については別途連絡します。
- ④緊急事態宣言延長期間を含めた6月5日（金）まで、引き続き学内の立入を禁止します。ただし、大学図書館での貸出・返却のみ利用可能です。

※6月5日（金）までは引き続き外出自粛要請を延長します。今まで以上に自覚を持って感染予防対策の徹底をしてください。

令和2年5月7日

名寄市立大学事務局